

## ～ゴールデンウィークの医療提供体制の確保にご協力ください～

新型コロナウイルスの感染再拡大が懸念される中、ゴールデンウィークの医療提供体制の確保が重要となります。医療機関の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

県と保健所設置市は、対象期間（令和4年4月29日、令和4年5月1日及び令和4年5月3日～令和4年5月5日）に発熱患者の診療等にご協力いただいた以下の医療機関を対象に、協力金を支給します。

### 1 対象期間

令和4年4月29日（金）、令和4年5月1日（日）、令和4年5月3日（火）～令和4年5月5日（木）（5日間）

### 2 対象医療機関・支給要件等

【対象医療機関】 神奈川県の指定を受けた「発熱診療等医療機関」

【支給額】

対象期間中に1日あたり合計4時間以上、発熱患者の診療を実施する体制を確保していただいた対象医療機関に対して、1日あたり10万円を支給します（日数に応じて支給）。

- 対象期間の診療日・診療時間等について、4月25日（月）までに神奈川県に登録をお願いします。登録は県が一括して受け付けます。
- 登録方法は「発熱診療等医療機関」の皆様にもメール又は郵送でご案内します。
- 診療時間は午前7時から午後11時の間で設定してください。
- 登録いただいた内容は、県や市、保健所、医師会等で共有し、ホームページやコールセンター、相談窓口等で、情報提供に活用させていただきます（ホームページへの掲載は任意）。
- 発熱診療等医療機関の指定を受けている医療機関であれば、次の対応を行う医療機関に対しても協力金を支給します。
  - ・在宅で発熱患者の診療を行う場合（1日あたり4時間以上の稼働が要件）
  - ・オンライン診療を実施する場合（1日あたり4時間以上の稼働が要件）

### 3 協力金の申請について

令和4年5月6日（金）以降、事前に登録いただいた「発熱診療等医療機関」に対し、申請方法等の案内をメール又は郵送でお送りします。

#### 4 その他

- 今回、新たに「発熱診療等医療機関」の指定を受けたい医療機関は、ゴールデンウィーク協力金の登録の期日に間に合うよう、県に申請を行ってください。(ゴールデンウィーク協力金の対象期間終了後も、引き続き「発熱診療等医療機関」として継続をお願いします。)

問合せ先

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

ゴールデンウィーク協力金担当

電話 045-285-0850